

# 沼津市新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るイベント等実施ガイドライン

(令和5年3月13日改訂)

沼津市では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和2年7月22日以降の市や民間主催の会議、講演会、屋外イベント等について、以下の基本的な考え方に基づいて一定の条件のもと実施するものとし、本ガイドラインを作成しました。実施団体は本ガイドラインを参考に実施の可否を含め検討してください。また、実施にあたっては、参加者にも周知するようにしてください。

本ガイドラインは、国、県が示した指針、ガイドラインを踏まえ、本市において想定される、市民活動やイベント、行事等の実施に際し、主催者や参加者がそれぞれに最大限の対策を講じ、できる限り人の集まる空間にウイルスが持ち込まれることを排除し、感染症拡大のリスクを最小限にすることを目的としています。

## 1 適用期間 令和2年7月22日から適用

※県内での新型コロナウイルス感染の状況や、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとします。

## 2 対象 市主催(共催も含む)及び民間主催の会議、講演会、屋内外イベント等

## 3 開催可否の判断の目安

令和5年1月27日付け事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を準拠し、以下の基準を開催の可否判断の目安としています。

時期	イベント開催制限		
	人数制限		主催者の対応
令和5年1月27日 から	5,000 人超	収容率 50%超	感染防止安全計画の提出 ※1
		収容率 50%以下	
	5,000 人以下		チェックリストの公表 ※2

※1 参加人数 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントについては、「6 大規模イベントに係る事務手続きについて」を参照してください。

※2 主催者は[チェックリスト](#)を作成し、公表することで、参加者への感染防止対策の実施を呼びかけてください(提出不要)。イベント終了後には、[結果報告書](#)を作成し、1 年間は保管してください。

### 《基本的な考え方》

- 1 基本的感染対策の徹底(健康状態の確認、手洗いの徹底)
- 2 「3つの密(密集、密接、密閉)」の状況を作らない。避ける。
- 3 管理上必要な事項への協力を前提にイベントを実施する。参加する。

#### 4 イベント参加者にお願いすること ※必須の取り組みではなく、望ましい一例

(1) 各自における健康チェック	※次項に該当する方はイベントへの来場・参加を控える
<ul style="list-style-type: none"><li>・発熱の症状がある方</li><li>・息苦しさや倦怠感、味覚・臭覚異常、咳、咽頭痛などの症状がある方</li><li>・新型コロナウイルス感染症罹患患者との濃厚接触がある方(疑い含む)</li><li>・過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした方</li><li>・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある方</li></ul>	
(2) 参加に際してのお願い	
<ul style="list-style-type: none"><li>・参加者の判断において、マスクを着用する</li><li>・こまめに手洗い、手指の消毒を行う</li><li>・特に、多接触部位に接触した場合は、各自、手指の消毒を行う</li><li>・参加者どうし、適切な距離を確保する</li></ul>	

#### 5 主催者が実施すること ※必須の取り組みではなく、望ましい一例

(1) 開催にあたっての留意事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・参加者間の適切な距離を確保する</li><li>・入口、受付窓口に手指消毒剤を設置するとともに、イベント会場の消毒を実施する</li><li>・屋内、会場型のイベントでは、非接触型の体温計を準備するなど、参加者の検温を実施する</li><li>・屋内においては、常時出入口の扉を開放し、換気設備を作動させて換気を行う</li><li>・感染防止対策として効果的である場合、スタッフはマスクを着用し、チケットや金銭などの授受がある場合は手袋を着用する</li><li>・飲食時の感染対策の呼びかけを行う</li><li>・飲食専用エリアを設置し、当該エリアでの飲食を推奨する</li><li>・飲食専用エリアにおける、飲食店に求められる感染対策等を踏まえた感染対策を実施する</li><li>・出演者やスタッフの感染対策を実施する</li></ul>

#### 6 大規模イベントに係る事務手続きについて

3 開催可否の判断の目安に記載した基準を超えるイベントを開催する主催者は、感染防止安全計画を作成の上、当該資料の参考資料とともに開催2週間前を目途に県へご提出をお願いします。

##### <提出先>

- (1) 県有施設におけるイベント・・・施設所管部局
- (2) 県が共催・後援をしているイベント・・・所管部局
- (3) (1)(2)以外のイベント・・・危機管理部 ([boukei@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:boukei@pref.shizuoka.lg.jp))

## 7 資料

### (1) 本ガイドラインの準拠通知等

① 国通知関係(内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

[「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」](#)

(令和5年1月27日)

② 県通知関係

[「大規模イベントに係る県の対応方針\(静岡県 HP\)」](#)

### (2) 関連リンク

① [【内閣官房】「新型コロナウイルス感染症対策」のページ\(外部サイト\)](#)

② [【静岡県】「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」のページ\(外部サイト\)](#)

③ [【静岡県】「静岡県イベント開催における感染防止方針」のページ\(外部サイト\)](#)